

令和6年2月20日

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町20階

デジタル庁 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 荻原典子
(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7番34号
荘苑泉3C
事務局長 伊藤英樹
TEL: 052-734-8107 FAX: 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法(以下「消契法」といいます。)13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人(NPO法人)です。

今般、貴庁が運営するマイナポータルにおける利用規約(以下「本規約」といいます。)につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂きました結果、消契法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴庁の見解や対応につき、令和6年3月20日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書の内容、本申入れに対する貴庁のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入事項

第1 第18条第2項、第20条第3項、第26条(軽過失全部免責)

1 条項の内容

(アカウントの削除)

第18条 利用者は、本サービスを利用するための利用者本人のアカウントを、いつでも削除することができます。

2 利用者が自ら利用者本人のアカウントを削除した結果として、利用者本人又は第三者に損害が生じた場合、デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わないものとします。

(代理人の登録)

第20条 利用者が本サービスの利用を第三者に代理させる場合、当該代理を受けて本サービスを利用する者は、本サービスの代理人設定により設定した代理関係の範囲内において本サービスの利用を代理するものとします。

2 利用者が、前項に定める代理関係を変更又は終了する場合、当該利用者は、必要に応じマイナポータル上で、遅滞なく必要な設定を行うものとします。

3 前項の設定が遅延したことにより、利用者本人又は第三者に損害が生じた場合、デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わないものとします。

(免責事項)

第26条 マイナポータルの利用に当たり、利用者本人又は第三者が被った損害について、デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わないものとします。

2 申入れの趣旨

本規約第18条第2項、第20条第3項及び第26条について、「重過失」とあるのを「過失」と修正するか、同条を削除してください。

3 申入れの理由

(1) 事業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任について、消費者契約法(以下「消契法」といいます。)では、軽過失の場合の一部免除条項が許容されているだけであり、軽過失の場合の全部免除条項は同法8条1項1号又は3号により無効となります(下記表及び別紙参照)。なお、この理は、軽過失全部免責の適用場面が限

定される場合や損害額が少額にとどまる場合であっても異なりません。また、「軽過失」とは、「過失」のうち「重過失」(ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態)に当たらないもの、すなわち、通常の過失が「軽過失」であり、注意義務の程度が特に低い過失のことを指しているわけではありません。

消契法8条1項1号～4号の内容

	事業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任	
	一部免除条項	全部免除条項
事業者の軽過失	有効()	無効(消契法8 .)
事業者の重過失・故意	無効(消契法8 .)	無効(消契法8 .)

ただし、別途、消契法10条により無効となることがあり得る

(2) 上記条項には「軽過失」が含まれておらず、貴庁の軽過失の場合には、債務不履行又は不法行為による損害賠償責任の全部が免除されることとなります。

したがって、上記条項は、消契法8条1項1号又は3号により無効となります。

なお、事業者が消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮するよう努める義務があります(消契法3条1項1号)。本規約第18条第2項及び第20条第3項は、利用者の特定の作為又は不作為に起因する損害に関する免責条項になっていますが、「デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き」と規定している以上、貴庁が利用者に対して義務を負っていることが前提になっていると解釈できます。そのため、貴庁が利用者に対し特定の義務を負わない場合について、当該利用者との関係で義務の不履行に基づく損害賠償責任を負うものではないことを確認した規定であると読み取ることも困難です。もし、上記条項が軽過失の場合の責任を全部免除する趣旨ではないのであれば、消契法3条1項1号を踏まえ、上記条項の解釈について疑義が生じないよう明確かつ平易な内容になるよう修正してください。

(3) 貴庁は、民間事業者の模範となるべき立場であります。当団体がこれまで、軽過失全部免責条項に関する同様の申入れをした全ての民間事業者は、申入れの趣旨を理解し、規約等を改定されています。

また、令和5年6月9日付けで閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>)には、社会全体のデジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、官民の業務を効率化し、データを最大限活用しながら、安全・安心を前提とした「人に優しいデジタル化」であるべきと記載されて

います。そして、貴庁は、そのデジタル社会の実現に向けて基本10原則を定め、あらゆる施策や取組において徹底すると宣言されていますが、その原則の一つに「安全・安心」を掲げ、デジタルで生涯安全・安心して暮らせる社会の構築を目指されています。マイナポータルは、行政手続のオンライン窓口として、様々な行政手続の電子申請や情報取得等のサービスを提供するシステムであり(本規約第2条)、貴庁が目指すデジタル社会において中核をなすサービスの一つです。そのサービスのルールが法令を遵守したものであることは、安全・安心を前提としたデジタル社会の構築のために必要な要素だと考えられます。

(4) よって、当団体は、貴庁に対し、申入れの趣旨のとおり求めます。

第2 専属的合意管轄条項について

1 条項の内容

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第28条 (略)

2 マイナポータルの利用に関連してデジタル庁と利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

2 申入れの趣旨

本規約28条2項のうち、「専属的」との文言を削除してください。

3 申入れの理由

民事訴訟法5条は、個別事件における請求や当事者の属性を考慮して、事件と最も密接に関連する土地について特別裁判籍を定めており、原告の提訴上の便宜が図られています。

ところが、マイナポータルは、日本全国を対象とした行政のオンライン窓口というサービスの性質上、日本全国の利用者との間で紛争が生じる可能性があります。それにもかかわらず、本規約28条2項は、貴庁に比して経済的弱者である一般消費者が、その居住地の管轄裁判所等で提訴することを排除して、東京地方裁判所での提訴を強いられることとなります。

よって、本規約28条2項は、民事訴訟法5条の適用による場合に比し、消費者の権利を一方向的に制限する内容となっており、消契法10条により無効となり得ます。

以上